

漁業特定技能協議会・漁業分科会（第4回）

議事次第

日 時： 令和4年9月8日（木） 13:30～

場 所： 大日本水産会 大会議室

1．開 会

2．議 事

1）漁業特定技能協議会運営要領及び漁業協議会構成員資格取扱要領の改正について

2）漁業分科会決定事項及び申し合わせの一部改正について

3）協議会決定事項の遵守について

4）その他

3．閉 会

派遣事業者は、制度上、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関に位置付けられ、協議会決定第3号により、協議会の2号構成員のいずれかに直接又は間接に所属する1号構成員となる必要がある。

派遣事業者の3要件それぞれについて、対応する2号構成員を以下のとおりで整理。

派遣事業者の要件	対応する2号構成員	備考
漁業又は漁業に関連する業務を行っていること	漁業又は漁業に関連する業務を行っている派遣事業者が所属する団体を2号構成員とする	—
地方公共団体又は に掲げる者が資本金の過半数を出資していること	()地方公共団体の場合 地方公共団体を2号構成員とする () に掲げる者である場合 に掲げる者が所属する団体を2号構成員とする	() の場合、地方公共団体を新たに2号構成員へ追加する必要(協議会承認)
地方公共団体の職員又は に掲げる者若しくはその役員若しくは職員が役員であることその他地方公共団体又は に掲げる者が業務執行に実質的に関与していると認められる者であること	()地方公共団体の場合 地方公共団体を2号構成員とする () に掲げる者である場合 に掲げる者が所属する団体を2号構成員とする	() の場合、地方公共団体を新たに2号構成員へ追加する必要(協議会承認)

第1条 次に掲げる基準に適合する者は、漁業特定技能協議会運営要領(平成31年3月27日漁業特定技能協議会決定事項第1号。以下「運営要領」という。)第3条第1号に規定する構成員(以下「1号構成員」という。)の資格を得ることができる。

一 漁業分野の特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関であって、運営要領第3条第2号に規定する構成員(以下「2号構成員」という。)のいずれかに直接又は間接に所属していること。

2 次に掲げる基準に適合する者は、2号構成員の資格を得ることができる。

一 1号構成員を直接又は間接に構成員とする団体であること。

二 特定技能の在留資格をもって本邦に在留する外国人(以下「特定技能外国人」をいう。)の適正な受入れ及び特定技能外国人の保護が図られるよう、1号構成員に対する必要な指導及び助言を行うための体制(略)を確保していること。

漁業特定技能協議会運営要領の新旧対照表（派遣対応の関係）

新	旧
漁業特定技能協議会決定第１号 平成 ３ １年 ３月 ２ ７日 <u>最終改正：令和４年〇月〇日漁業特定技能協議会決定第〇号</u> 漁業特定技能協議会運営要領 漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）等の規定を実施するため、漁業特定技能協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し次のように定める。 （目的） 第１条 【省略】 （協議事項） 第２条【省略】 （構成員） 第３条 協議会の構成員は、次のとおりとする。 <u>一 以下のいずれかにあてはまる者</u> <u>イ 漁業分野の特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関（以下「１号構成員」という。）</u> <u>ロ 漁業分野において派遣形態により派遣された特定技能外国人を受け入れることとなる本邦の公私の機関（以下「１号副</u>	漁業特定技能協議会決定第１号 平成 ３ １年 ３月 ２ ７日 漁業特定技能協議会運営要領 漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）等の規定を実施するため、漁業特定技能協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し次のように定める。 （目的） 第１条 【省略】 （協議事項） 第２条【省略】 （構成員） 第３条 協議会の構成員は、次のとおりとする。 <u>二 漁業分野の特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関（以下「１号構成員」という。）</u>

<u>構成員」という。)</u> 二 1号構成員を直接又は間接に構成員とする、<u>又は1号構成員を指導・助言する立場にある</u>団体(以下「2号構成員」という。) 三 漁業労働に精通している労働組合 四 農林水産省並びに法務省、警察庁、外務省、厚生労働省及び国土交通省 五 その他協議会が必要と認める者 【以下、省略】	二 1号構成員を直接又は間接に構成員とする団体(以下「2号構成員」という。) 三 漁業労働に精通している労働組合 四 農林水産省並びに法務省、警察庁、外務省、厚生労働省及び国土交通省 五 その他協議会が必要と認める者 【以下、省略】
---	---

漁業特定技能協議会構成員資格取扱要領の新旧対照表（派遣対応の関係）

新	旧
漁業特定技能協議会決定第3号 平成 3 1年 3月 2 7日 <u>最終改正：令和4年〇月〇日漁業特定技能協議会決定第〇号</u> 漁業特定技能協議会構成員資格取扱要領 漁業特定技能協議会（以下「協議会」という。）において、協議及び情報共有を適切に行い、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、協議会の構成員の資格に関し次のように定める。 （構成員の資格） 第1条 次に掲げる基準に適合する者は、漁業特定技能協議会運営要領（平成 31 年3月 27 日漁業特定技能協議会決定第1号。以下「運営要領」という。）第3条第1号<u>のイ</u>に規定する構成員（以下「1号構成員」という。）の資格を得ることができる。 一 漁業分野の特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関であって、運営要領第3条第2号に規定する構成員（以下「2号構成員」という。）のいずれかに直接又は間接に所属、<u>あるいは指導・助言を受けること</u>としていること。 二 ～ 四 【省略】 五 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表	漁業特定技能協議会決定第3号 平成 3 1年 3月 2 7日 漁業特定技能協議会構成員資格取扱要領 漁業特定技能協議会（以下「協議会」という。）において、協議及び情報共有を適切に行い、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、協議会の構成員の資格に関し次のように定める。 （構成員の資格） 第1条 次に掲げる基準に適合する者は、漁業特定技能協議会運営要領（平成 31 年3月 27 日漁業特定技能協議会決定第1号。以下「運営要領」という。）第3条第1号に規定する構成員（以下「1号構成員」という。）の資格を得ることができる。 一 漁業分野の特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関であって、運営要領第3条第2号に規定する構成員（以下「2号構成員」という。）のいずれかに直接又は間接に所属していること。 二 ～ 四 【省略】 五 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表

第 1 の 2 の表の特定技能の項の下欄第 1 号に掲げる活動を行おうとする外国人を労働者派遣等の対象とする場合にあっては、前号に規定する必要な協力を行う者に当該外国人に係る労働者派遣等を行うこととしていること。 六 【省略】 七 国内人材の確保に資する取組を行っていること。<u>ただし、第 5 号にある労働者派遣等のみを行う場合を除く。</u> 八 生産性の向上に資する取組に努めていること。<u>ただし、第 5 号にある労働者派遣等のみを行う場合を除く。</u> 九 【省略】 <u>2 次に掲げる基準に適合する者は、運営要領第 3 条第 1 号のロに規定する構成員（以下「1 号副構成員」という。）の資格を得ることができる。</u> 一 <u>協議会が定めた制約事項を遵守することとしていること。</u> 二 <u>1 号構成員から適正な労働者派遣を受けようとしていること。</u> <u>3 次に掲げる基準に適合する者は、2 号構成員の資格を得ることができる。</u> 一 1 号構成員を直接又は間接に構成員とする、<u>又は指導・助言する立場にある</u>団体であること。 二～三 【省略】 <u>4 次に掲げる基準に適合する者は、運営要領第 3 条第 3 号に規定</u>	第 1 の 2 の表の特定技能の項の下欄第 1 号に掲げる活動を行おうとする外国人を労働者派遣等の対象とする場合にあっては、前号に規定する必要な協力を行う者に当該外国人に係る労働者派遣等を行うこととしていること。 六 【省略】 七 国内人材の確保に資する取組を行っていること。 八 生産性の向上に資する取組に努めていること。 九 【省略】 2 次に掲げる基準に適合する者は、2 号構成員の資格を得ることができる。 一 1 号構成員を直接又は間接に構成員とする団体であること。 二～三 【省略】 3 次に掲げる基準に適合する者は、運営要領第 3 条第 3 号に規定
---	--

する構成員（以下「３号構成員」という。）の資格を得ることができる。 【以下、省略】	する構成員（以下「３号構成員」という。）の資格を得ることができる。 【以下、省略】
---	---

(案)

漁業特定技能協議会決定第 号

令和 年 月 日

派遣形態による特定技能外国人の受け入れについて

労働者派遣事業者を特定技能所属機関とした、漁業分野の事業者への特定技能外国人の派遣（以下「労働者派遣形態」という。）については、漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）等の規定の他、漁業特定技能協議会運営要領（平成 31 年 3 月 27 日漁業特定技能協議会決定第 1 号。以下「運営要領」という。）第 2 条第 2 号の規定に基づき、次のように定める。

第 1 条 労働者派遣形態により特定技能外国人の派遣を受けることができる漁業分野の事業者（以下「派遣先」という。）は、運営要領第 3 条第 1 号に規定する構成員（1 号構成員又は 1 号副構成員）とする。

2 1 号副構成員は、特定技能基準省令（平成 31 年法務省令第 5 号）第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれにも該当し、かつ、漁業特定技能協議会及びその構成員が行う報告の徴収、資料の要求、現地調査その他の指導に対し、必要な協力を行う者とする。

第 2 条 派遣先が、労働者派遣形態により特定技能外国人を受け入れるにあたっては、特定技能外国人を送り出す労働者派遣事業者（以下「派遣元」という。）に対し、労働者派遣契約の締結にあたり「派遣先事業者誓約書」（別紙様式第 1 号）及び派遣先の概要書（別紙様式第 2 号）を提出しなければならない。

第 3 条 派遣元は、特定技能外国人を派遣するにあたり、以下の書類を、2 号構成員を通じて漁業特定技能協議会共同事務局（（一社）大日本水産会）あて提出しなければならない。

- 一 派遣先事業者誓約書（写し）
- 二 派遣先の概要書（写し）
- 三 派遣計画書（別紙様式第 3 号）（写し）
- 四 派遣元の漁業特定技能協議会 1 号構成員資格証明書（写し）
- 五 その他必要な書類

2 派遣先が 1 号構成員でない場合、漁業特定技能協議会は、前項各号の書類の受領後、労働者派遣等の基準に準じていることを確認し、派遣先を 1 号副構成員として協議会に加入したものとみなす。

第 4 条 以下の場合には、派遣元は、その旨 2 号構成員及び共同事務局（（一社）大日本水産会）に対し、報告を行うものとする。

- 一 労働者派遣形態による特定技能外国人の受け入れをやめた場合
- 二 派遣先が誓約事項を遵守しない場合

派遣先事業者誓約書（案）

〇〇（派遣元事業者） 宛

派遣先事業者

氏名又は名称

所 在 地

漁業分野における特定技能外国人の労働者派遣を受けるにあたり、以下の事項について誓約します。

【派遣先での業務】

- 1 1号特定技能外国人に従事させる業務が、漁業全般（漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等）又は養殖業全般（養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収獲（穫）・処理、安全衛生の確保等）であること。
（従事させる業務（漁業種類）：〇〇漁業 ）

【派遣先の責務】

- 2 次のいずれにも該当する者であること。
① 漁業特定技能協議会が行う情報の提供、意見の聴取、現地調査その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
② 国内人材の確保に資する取組を行っていること。
③ 生産性の向上に資する取組に努めていること。

【派遣先の条件】

- 3 次のいずれにも該当する者であること。
① 労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していること。
② 特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又はその締結の日以後に、特定技能雇用契約において外国人が従事することとされている業務と同種の業務に従事していた労働者（次に掲げる者を除く。）を離職させていないこと。
イ 定年その他これに準ずる理由により退職した者
ロ 自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された者
ハ 期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）の期間満了時に当該有期労働契約を更新しないことにより当該有期労働契約を終了（労働者が当該有期労働契約の更新の申込みをした場合又は当該有期労働契約の期間満了後遅滞なく有期労働契約の締結の申込みをした場合であって、当該有期労働契約の相手方である特定技能所属機関が当該労働者の責めに帰すべき重大な理由その他正当な理由により当該申込みを拒絶することにより当該有期労働契約を終了させる場合に限る。）された者
ニ 自発的に離職した者
③ 特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又はその締結の日以後に、当該特定技能雇用契約の相手方である特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させていないこと。
④ 次のいずれにも該当しないこと。
イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
ロ 次に掲げる規定又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
(1) 労働基準法第117条（船員職業安定法第89条第1項又は労働者派遣法第44条第1項の規定により適用される場合を含む。）、第118条第1項（労働基準法第6条及び第56条の規定に係る部分に限る。）、第119条（同法第16条、第17条、第18条第1項及び第37条の規定

- に係る部分に限る。)及び第120条(同法第18条第7項及び第23条から第27条までの規定に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第121条の規定
- (2) 船員法(昭和22年法律第100号)第129条(同法第85条第1項の規定に係る部分に限る。)、第130条(同法第33条、第34条第1項、第35条、第45条及び第66条(同法第88条の2の2第4項及び第5項並びに第88条の3第4項において準用する場合を含む。))の規定に係る部分に限る。)及び第131条(第1号(同法第53条第1項及び第2項、第54条、第56条並びに第58条第1項の規定に係る部分に限る。))及び第3号に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第135条第1項の規定(これらの規定が船員職業安定法第92条第1項の規定により適用される場合を含む。)
 - (3) 職業安定法(昭和22年法律第141号)第63条、第64条、第65条(第1号を除く。)及び第66条の規定並びにこれらの規定に係る同法第67条の規定
 - (4) 船員職業安定法第111条から第115条までの規定
 - (5) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第71条の3、第71条の4、第73条の2、第73条の4から第74条の6の3まで、第74条の8及び第76条の2の規定
 - (6) 最低賃金法(昭和34年法律第137号)第40条の規定及び同条の規定に係る同法第42条の規定
 - (7) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第40条第1項(第2号に係る部分に限る。))の規定及び当該規定に係る同条第2項の規定
 - (8) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第49条、第50条及び第51条(第2号及び第3号を除く。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
 - (9) 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和51年法律第34号)第18条の規定及び同条の規定に係る同法第20条の規定
 - (10) 労働者派遣法第58条から第62条までの規定
 - (11) 港湾労働法(昭和63年法律第40号)第48条、第49条(第1号を除く。))及び第51条(第2号及び第3号に係る部分に限る。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
 - (12) 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成3年法律第57号)第19条、第20条及び第21条(第3号を除く。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第22条の規定
 - (13) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第62条から第65条までの規定
 - (14) 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第32条、第33条及び第34条(第3号を除く。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第35条の規定
 - (15) 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。))第108条、第109条、第110条(同法第44条の規定に係る部分に限る。))、第111条(第1号を除く。))及び第112条(第1号(同法第35条第1項の規定に係る部分に限る。))及び第6号から第11号までに係る部分に限る。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第113条の規定
 - (16) 労働者派遣法第44条第4項の規定により適用される労働基準法第118条、第119条及び第121条の規定、船員職業安定法第89条第7項の規定により適用される船員法第129条から第131条までの規定並びに労働者派遣法第45条第7項の規定により適用される労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第119条及び第122条の規定
- ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定(同法第50条(第2号に係る部分に限る。))及び第52条の規定を除く。)により、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ニ 健康保険法(大正11年法律第70号)第208条、第213条の2若しくは第214条第1項、船員保険法(昭和14年法律第73号)第156条、第159条若しくは第160条第1項、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第51条前段若しくは第54条第1項(同法第51条前段の規定に係る部分に限る。))、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第102条、第103条の2若しくは第104条第1項(同法第102条又は第103条の2の規定に係る部分に限る。))、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第46条前段若しくは第48条第1項(同法第46条前段の規定に係る部分に限る。))又は雇用保険法(昭和49年法律第116号)第83条若しくは第86条(同法第83条の規定に係る部分に限る。))の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ホ 精神の機能の障害により特定技能雇用契約の履行を適性に行うに当たっての必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

- ヘ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ト 技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者
- チ 技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合（同項第3号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人がロ又はニに規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ヲにおいて同じ。）であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの
- リ 特定技能雇用契約の締結の日前5年以内又はその締結の日以後に、次に掲げる行為その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- (1) 外国人に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為
 - (2) 外国人の旅券又は在留カードを取り上げる行為
 - (3) 外国人に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為
 - (4) 外国人の外出その他私生活の自由を不当に制限する行為
 - (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、外国人の人権を著しく侵害する行為
 - (6) 外国人に係る出入国又は労働に関する法令に関して行われた不正又は著しく不当な行為に関する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し外国人に法第3章第1節若しくは第2節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第4節の規定による上陸の許可若しくは法第4章第1節若しくは第2節若しくは第5章第3節の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為
 - (7) 特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収若しくは財産の管理又は当該特定技能雇用契約の不履行に係る違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結する行為
 - (8) 外国人若しくはその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該外国人と社会生活において密接な関係を有する者との間で、特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収その他名目のいかなるかを問わず金銭その他の財産の管理をする者若しくは当該特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結した者又はこれらの行為をしようとする者からの紹介を受けて、当該外国人と当該特定技能雇用契約を締結する行為
 - (9) 出入国管理及び難民認定法第19条の18の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をする行為
 - (10) 出入国管理及び難民認定法第19条の20第1項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為
 - (11) 出入国管理及び難民認定法第19条の21第1項の規定による処分に違反する行為
- ヌ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ル 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人がイからヌまで又はヲのいずれかに該当するもの
- ロ 法人であって、その役員のうちにイからルまでのいずれかに該当する者があるもの
- ワ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

4 誓約事項を遵守することができなくなった場合には、速やかにその旨を（派遣事業者の名前）に対し、報告すること。

作成年月日

年 月 日

作成責任者

漁業特定技能協議会運営要領の新旧対照表（除名処分の関係）

新	旧
漁業特定技能協議会運営要領 漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）等の規定を実施するため、漁業特定技能協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し次のように定める。 <u>（除名）</u> <u>第 1 0 条 協議会は、構成員が次の各号の一に該当すると認めた場合は、協議会の決議により当該構成員を除名することができる。</u> <u>一 構成員となった者が停止又は取消しによりその資格を失ったとき</u> <u>二 前号の他、除名すべき正当な理由があるとき</u> （雑則） <u>第 1 1 条</u> この要領に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会において定める	漁業特定技能協議会運営要領 漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）等の規定を実施するため、漁業特定技能協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し次のように定める。 <u>（新設）</u> （雑則） <u>第 1 0 条</u> この要領に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会において定める

漁業特定技能協議会構成員資格取扱要領の新旧対照表（除名処分の関係）

新	旧
漁業特定技能協議会構成員資格取扱要領 第4条 前2条に定めるほか、運営要領第2条第3号に規定する構成員資格の確認について、次のとおり行うものとする。 一 職権により、構成員の資格を確認する。 二 構成員が次に該当すると認められるときは、資格の停止、取り消しその他の必要な処分を行う。 イ 第1条に規定する基準に適合しないとき ロ 不正の手段により構成員の資格を得たとき ハ 出入国、労働又は技能実習に関する法令に関し不正又は不当な行為をしたとき ニ 協議会の運営を妨げ、又は信用を失わせると認められる行為をしたとき ホ 漁業における外国人受入れへの信用又は品位を貶める行為をしたとき ヘ その他協議会の構成員として不適格であるとき 三 <u>前号</u>の処分を行うときは、当該処分の名あて人となるべき者の意見を聴くとともに、処分の理由を示す	漁業特定技能協議会構成員資格取扱要領 第4条 前2条に定めるほか、運営要領第2条第3号に規定する構成員資格の確認について、次のとおり行うものとする。 一 職権により、構成員の資格を確認する。 二 構成員が次に該当すると認められるときは、資格の停止、取り消しその他の必要な処分を行う。 イ 第1条に規定する基準に適合しないとき ロ 不正の手段により構成員の資格を得たとき ハ 出入国、労働又は技能実習に関する法令に関し不正又は不当な行為をしたとき ニ 協議会の運営を妨げ、又は信用を失わせると認められる行為をしたとき ホ 漁業における外国人受入れへの信用又は品位を貶める行為をしたとき ヘ その他協議会の構成員として不適格であるとき 三 <u>前項</u>の処分を行うときは、当該処分の名あて人となるべき者の意見を聴くとともに、処分の理由を示す

漁業特定技能協議会決定第 1 号

平成 3 1 年 3 月 2 7 日

最終改正：令和 4 年〇月〇日漁業特定技能協議会決定第〇号

漁業特定技能協議会運営要領

漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）等の規定を実施するため、漁業特定技能協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し次のように定める。

（目的）

第 1 条 協議会は、その構成員が相互に連絡を図ることにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び特定技能外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、漁業分野の実情を踏まえた特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用に資する取組について協議を行うことを目的とする。

（協議事項）

第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するため、漁業分野の実情を踏まえ、次に掲げる取組について協議又は情報共有を行う。

- 一 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨及び優良事例の周知並びに法令遵守の啓発
- 二 漁業分野に特有の事情に応じた固有の措置の設定
- 三 構成員資格の確認
- 四 特定技能外国人の受入れに係る人権上の問題その他の不正行為に対する横断的な再発防止
- 五 就業構造及び経済情勢の変化並びに外国人の受入れ及び人手不足の状況に関する情報の把握・分析
- 六 前号の分析を踏まえた大都市圏等への特定技能外国人の過度の集中回避に係る対応策の検討・調整（特定技能外国人の看過しがたい偏在が生じた場合の大都市圏での受入れの自粛要請及び大都市圏の特定技能所属機関による特定技能外国人の引抜き等の自粛要請等を含む。）
- 七 特定技能所属機関の倒産等により、特定技能所属機関又は登録支援機関が適合 1 号特定技能外国人支援計画を実施できない場合における特定技能外国人の転職に係る情報提供等の協力
- 八 その他特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用に資する取組

（構成員）

第3条 協議会の構成員は、次のとおりとする。

一 以下のいずれかにあてはまる者

イ 漁業分野の特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関（以下「1号構成員」という。）

ロ 漁業分野において派遣形態により派遣された特定技能外国人を受け入れることとなる本邦の公私の機関（以下「1号副構成員」という。）

二 1号構成員を直接又は間接に構成員とする、又は1号構成員を指導・助言する立場にある団体（以下「2号構成員」という。）

三 漁業労働に精通している労働組合

四 農林水産省並びに法務省、警察庁、外務省、厚生労働省及び国土交通省

五 その他協議会が必要と認める者

（主宰）

第4条 協議会は、水産庁長官が主宰する。

2 水産庁長官は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 水産庁長官に事故その他やむを得ない事情があるときは、水産庁漁政部企画課長がその職務を代理する。

（事務局）

第5条 協議会の庶務は、一般社団法人大日本水産会の協力を得て、水産庁において処理する。

（会議の招集）

第6条 水産庁長官は、毎年度、構成員（1号構成員を除く。次条第4項を除き、以下同じ。）を招集し、会議を開催する。

2 前項の場合において、水産庁長官は、構成員のうち、会議の議事に関係する者のみを招集することができる。

3 2号構成員は、1号構成員を代表して、会議に出席する。

4 構成員は、会議の議事に鑑みて当該構成員を代表する者を、会議に出席させる。

5 水産庁長官は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に、会議への出席及び資料の提出を求めることができる。

6 水産庁長官は、やむを得ない事由により協議会を招集できない場合又は議事が軽易である場合、議事の内容を記載した書面を構成員に送付（メール送信を含む。）し、その意見を徴し又は賛否を問うた上、構成員の了承をもって会議における協議に代えることができる。

（幹事会）

第7条 協議会の円滑な運営に資するため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、協議会を開催する場合を除き、原則として概ね3月毎に開催する。
- 3 第3条の構成員のうち協議会が指定する者を幹事会の構成員とする。
- 4 幹事会は、第2条に掲げる取組について協議又は情報共有を行うことができる。ただし、構成員資格の停止、取消しその他の協議会の構成員の権利義務に関する重要事項については、協議会において協議を調える。
- 5 この条に定めるもののほか、幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、幹事会において定める。

(分科会)

- 第8条 協議会は、第2条の協議事項のうち、特定の事項を処理するために、分科会を置くことができる。
- 2 分科会の構成員は、協議会において指定する。
 - 3 分科会の協議をもって、協議会の協議とすることができる。
 - 4 本条に定めるもののほか、分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、分科会において定める。

(議事の公開等)

- 第9条 会議は、原則として非公開とするが、会議資料及び議事要旨を公表する。

(除名)

- 第10条 協議会は、構成員が次の各号の一に該当すると認めた場合は、協議会の決議により当該構成員を除名することができる。

- 一 構成員となった者が停止又は取消しによりその資格を失ったとき
- 二 前号の他、除名すべき正当な理由があるとき

(雑則)

- 第11条 この要領に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会において定める。

漁業特定技能協議会決定第 3 号

平成 3 1 年 3 月 2 7 日

最終改正：令和 4 年〇月〇日漁業特定技能協議会決定第〇号

漁業特定技能協議会構成員資格取扱要領

漁業特定技能協議会（以下「協議会」という。）において、協議及び情報共有を適切に行い、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、協議会の構成員の資格に関し次のように定める。

（構成員の資格）

第 1 条 次に掲げる基準に適合する者は、漁業特定技能協議会運営要領（平成 31 年 3 月 27 日漁業特定技能協議会決定第 1 号。以下「運営要領」という。）第 3 条第 1 号のイに規定する構成員（以下「1 号構成員」という。）の資格を得ることができる。

- 一 漁業分野の特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関であって、運営要領第 3 条第 2 号に規定する構成員（以下「2 号構成員」という。）のいずれかに直接又は間接に所属、あるいは指導、助言を受けることとしていること。
- 二 特定技能の在留資格に係る制度その他外国人の受入れを正しく理解していること。
- 三 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じていること。
- 四 協議会及びその構成員が行う報告の徴収、資料の要求、現地調査その他の指導に対し、必要な協力を行うこと。
- 五 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 1 の 2 の表の特定技能の項の下欄第 1 号に掲げる活動を行おうとする外国人を労働者派遣等の対象とする場合にあっては、前号に規定する必要な協力を行う者に当該外国人に係る労働者派遣等をするものとしていること。
- 六 登録支援機関に 1 号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、第 4 号に規定する必要な協力を行う登録支援機関に委託していること。
- 七 国内人材の確保に資する取組を行っていること。ただし、第 5 号にある労働者派遣等のみを行う場合を除く。
- 八 生産性の向上に資する取組に努めていること。ただし、第 5 号にある労働者派遣等のみを行う場合を除く。
- 九 特定技能の在留資格に係る制度の運用に当たり、構成員間で紛争が生じた場合にあっては、その解決のため、当事者間において誠実に協議を行うこと。

2 次に掲げる基準に適合する者は、運営要領第 3 条第 1 号のロに規定する構成員（以下「1 号副構成員」という。）の資格を得ることができる。

- 一 協議会及び分科会が定めた決定事項及び申し合わせ事項を遵守すること

二 1号構成員から受ける労働者派遣が適正であること

3 次に掲げる基準に適合する者は、2号構成員の資格を得ることができる。

一 1号構成員を直接又は間接に構成員とする、又は指導、助言する立場にある団体であること。

二 特定技能の在留資格をもって本邦に在留する外国人(以下「特定技能外国人」をいう。)の適正な受入れ及び特定技能外国人の保護が図られるよう、1号構成員に対する必要な指導及び助言を行うための体制(1号構成員が直接の構成員でない場合にあっては、当該直接の構成員等(各県域の連合会組織及びその傘下の漁業協同組合等)を活用した体制を含む。)を確保していること。

三 前項第2号から第4号まで及び第9号に規定する基準に適合していること。

4 次に掲げる基準に適合する者は、運営要領第3条第3号に規定する構成員(以下「3号構成員」という。)の資格を得ることができる。

一 漁業労働に精通している労働組合であること。

二 漁船・事業場への訪問活動、苦情・相談窓口の設置、共済事業の運営その他の特定技能外国人の保護を図るための体制を確保していること。

三 第1項第2号から第4号まで及び第9号に規定する基準に適合していること。

(1号構成員の資格確認)

第2条 1号構成員になろうとする者は、2号構成員を経由して、協議会の共同事務局(一般社団法人大日本水産会をいう。以下同じ)に、前条第1項に規定する基準への適合を確認できる書類を添えて申請する。この場合において、1号構成員を直接の構成員としていない2号構成員は、当該直接の構成員等(各県域の連合会組織及びその傘下の漁業協同組合等)を経由して申請を受け付けることができる。

2 2号構成員は、前項の資格申請を受けたときは、1号構成員になろうとする者に対し、前条第2項第2号に規定する指導及び助言を行うことができることを確認のうえ、共同事務局に進達する。

3 共同事務局は、1号構成員になろうとする者が前条第1項に規定する基準に適合していることを確認する。

4 共同事務局は、1号構成員の資格確認に当たり、前条第1項に規定する基準への適合に疑義がある場合など必要があるときは、資格審査会を設置し、審査を行うものとする。

5 構成員は、共同事務局が行う資格確認のため、資格審査会への出席、資料の提出その他の必要な協力を行わなければならない。

6 共同事務局は、前条第1項に規定する基準に適合している1号構成員に対する資格証明書の交付に関する事務を行う。

7 1号構成員は、特定技能外国人を受け入れなくなったときは、構成員の資格を失う。更に、

その旨を共同事務局に速やかに報告しなければならない。

- 8 協議会及び2号構成員が連絡をとることができない1号構成員は、その資格を失う。
- 9 共同事務局は、四半期毎に、協議会（運営要領第7条第1項に規定する幹事会を含む。）に1号構成員の資格状況を報告する。

（2号構成員等の資格確認）

第3条 2号構成員又は3号構成員になろうとする者は、協議会に資格を申請する。

- 2 協議会は、2号構成員又は3号構成員になろうとする者が、第1条第2項又は第3項に規定する基準に適合していることを確認する。

（資格の停止又は取消し）

第4条 前2条に定めるほか、運営要領第2条第3号に規定する構成員資格の確認について、次のとおり行うものとする。

- 一 職権により、構成員の資格を確認する。
- 二 構成員が次に該当すると認められるときは、資格の停止、取り消しその他の必要な処分を行う。
 - イ 第1条に規定する基準に適合しないとき
 - ロ 不正の手段により構成員の資格を得たとき
 - ハ 出入国、労働又は技能実習に関する法令に関し不正又は不当な行為をしたとき
 - ニ 協議会の運営を妨げ、又は信用を失わせると認められる行為をしたとき
 - ホ 漁業における外国人受入れへの信用又は品位を貶める行為をしたとき
 - ヘ その他協議会の構成員として不適格であるとき
- 三 前号の処分を行うときは、当該処分の名あて人となるべき者の意見を聴くとともに、処分の理由を示す。

漁業特定技能協議会・漁業分科会決定第 2 号

令和元年 10 月 8 日

特定技能外国人の安全性の確保

漁業特定技能協議会運営要領（平成 31 年 3 月 27 日漁業特定技能協議会決定第 1 号。以下「運営要領」という。）第 2 条第 2 号の規定に基づき、特定技能外国人の安全性の確保について、次のように定める。

第 1 条 運営要領第 3 条第 1 号に規定する構成員（漁業特定技能協議会漁業分科会及び養殖業分科会の設置（令和元年 7 月 30 日漁業特定技能協議会決定第 4 号）第 1 条第 1 項に規定する「漁業分科会」に所属するものに限る。以下「漁業 1 号構成員」という。）は、漁船事故を防止するための推進事項として次に掲げる取組について、特定技能外国人に対し指導及び教育を行う。

- 一 漁労設備の操作及び操作手順の確認
- 二 作業着の袖口、裾等の締め付けによる巻き込み防止
- 三 救命胴衣又は命綱等の使用による転落防止及び救命胴衣、及び救命浮環その他の救命器具の用意による転落防止海中転落への対処
- 四 ヘルメットその他の保護具の使用による負傷防止
- 五 その他漁船事故を防止するために必要と判断される事項

第 2 条 漁業分科会の構成員で運営要領第 3 条第 2 号に規定する構成員は、漁業 1 号構成員に対し、前条各号及び労働関係法令の指導を行う。

令和元年 10 月 8 日
漁業特定技能協議会・漁業分科会

特定技能所属機関による外国人材の配乗人数に係る申し合わせ

漁業分野では、生産性の向上、国内人材の確保の取組を行った上で、なお、人材を確保することが困難な状況にある分野として認められ、特定技能外国人材を受入れることとしたところである。

特定技能外国人材の受入れにあたっては、漁業分野全体での 5 年間の受入れ人数として 9 千人の上限が設けられたが、受入れ機関当たりの人数制限は設けられていない。

漁船漁業職種においては、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）別紙 12 漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「漁業運用方針」という。）に記載のとおり、将来にわたって国産の良質な水産物を消費者に対して安定的に供給していくためには、我が国漁業の存続・発展を図り、日本人船員の確保・育成とともに、漁船内の秩序維持及び漁船の安全性確保を図ることが肝要である。

こうした点を踏まえ、漁船漁業職種として、漁業運用方針記載の生産性向上及び国内人材の確保に向けた最大限の努力を行うと同時に、外国人材の配乗人数については以下を申し合わせる。

- （１）当面の間、漁船 1 隻当たり、技能実習生と特定技能外国人の合計人数が、それ以外の乗組員の人数の範囲内とすることを目安とする。
- （２）高齢や病気・ケガ等で日本人漁船員が下船しその代替の日本人漁船員が補充できない等、やむを得ない事情により、上記人数の範囲内で維持できない場合は、漁船 1 隻当たり、技能実習生と特定技能外国人の合計人数が、それ以外の乗組員の人数を超えることができる。

（注：上記申し合わせを纏めた令和元年 10 月時点における、漁業分野の在留資格「特定技能」は 1 号のみ。）

事 務 連 絡
令和 4 年 7 月 28 日

漁業特定技能協議会・漁業分科会構成員 各位

漁業特定技能協議会・漁業分科会事務局
(大日本水産会)

漁業分科会において協議が調った事項に関する措置の周知徹底について

平成 31 年より新たな在留資格「特定技能」による外国人の受入れ制度が始まり、漁業分野においても、深刻化する人手不足に対応するため、当該制度による外国人材の受け入れがおこなわれているところです。

漁業特定技能協議会・漁業分科会では、これまでも、漁業に特有の事情を踏まえた制度の適正な運用に資する取組について協議し、関係者間での申し合わせ事項等として、適宜対応を求めてきたところです。

今後も、いっそうの制度の円滑な活用のためには、漁業分科会において協議が調った事項に関する措置について十分理解し、徹底をはかることが重要です。

つきましては、下記の取組について、貴管下の関係者に、改めて周知いただきますよう、お願いいたします。

記

1. 特定技能外国人材の安全性の確保

受入れ機関を含む漁業分科会構成員は、漁船事故を防止するための推進事項として、特定技能外国人材に対し、次に掲げる取組について、安全に関する指導及び教育を行う。

- 一 漁労設備の操作及び操作手順の確認
- 二 作業着の袖口、裾等の締め付けによる巻き込み防止
- 三 救命胴衣又は命綱の使用及び救命浮環その他の救命器具の用意による転落防止
- 四 ヘルメットその他の保護具の使用による負傷防止
- 五 その他漁船事故を防止するために必要と判断される事項

2. 特定技能所属機関による外国人材の配乗人数に係る申し合わせ

受入れ機関当たりの特定技能外国人材の人数制限は設けられていないが、日本人船員の確保・育成、漁船内の秩序維持及び漁船の安全性確保を図ることを目的として、外国人材の配乗人数については、当面の間、以下のとおりとする。

- 一 漁船一隻あたり、技能実習生と特定技能外国人材の合計人数が、それ以外の乗組員の人数の範囲内とすることを目安とする。
- 二 高齢や病気・ケガ等で日本人漁船員が下船しその代替の日本人漁船員が補充できない等、やむを得ない事情が生じた場合は、漁船1隻当たり、技能実習生と特定技能外国人の合計人数が、それ以外の乗組員の人数を超えることができる。

3. 特定技能外国人材等の配乗人数の報告

特定技能外国人材を受け入れていくにあたり、漁業分科会として、地域や漁業種類ごとの特定技能外国人の配乗状況について把握しておく必要があることから、受入れ機関（漁業分野の事業者）は、所属する業界団体に対し、自らが運航する漁船の配乗状況を定期的に報告することを義務づけている。

4. 特定技能所属機関による外国人材の引き抜き防止に係る申し合わせ

漁業の業務区分内であれば、漁業種類や規模に関わらず経営体間・漁業種類間の転職が可能となっていることから、特定の地域や漁業種類に外国人材が過度に集中する懸念があるところ。加えて、受入れ機関の間で無秩序な外国人材の引き抜きが行われれば、外国人材の特定の地域や漁業種類への集中を助長するとともに、技能実習生から特定技能への移行を念頭にして外国人材を育成している経営体へ悪影響を及ぼす可能性がある。こうした点を踏まえ、外国人材本人の意向や技能実習生の受入れ経営体による継続雇用の意向を尊重し、他地域及び他の漁業種類で雇用されている外国人材を積極的に引き抜き、雇用することを自粛する。

以上

年 月 日

漁業特定技能協議会・漁業分科会 御中

住所：

氏名：

理 由 書

この度、漁船 1 隻あたりの技能実習生と特定技能外国人の合計人数が、それ以外の乗組員の人数を超えたことについて下記の通り報告します。

記

以下 ～ の内容を踏まえて記載。 の書類を添付。

技能実習生と特定技能外国人の合計人数が日本人乗組員の人数を超えるに至った経緯

安全確保に関する体制について

日本人乗組員の確保に向けた対応策

日本人乗組員を募集していることがわかる書類（運輸局やハローワークに出している求人票の写し等）を添付すること